

佐賀県地域福祉振興基金 地域福祉活動団体助成実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀県地域福祉振興基金助成金交付要綱第17条の規定に基づき助成金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、別表に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 公費（国及び地方公共団体）又は、公営競技等の収益による資金若しくは民間基金等の資金の支給を受けて行う事業
- (3) 政治又は宗教活動及び主義主張の浸透を目的とする事業
- (4) 介護保険事業及び自立支援給付の各事業に関連する事業
- (5) 建物や施設・設備等の整備を行う事業
- (6) 舞台芸術や音楽の鑑賞等のみを目的とする事業
- (7) 学校や福祉施設等の行事の一環として行う事業
- (8) 塾・教授所・各種教室等が行う稽古ごと、見習いごと等のおさらい会、発表会及びこれに類する事業
- (9) その他、佐賀県地域福祉振興基金の設置の趣旨に反する事業

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、公益法人等、営利を目的としない団体（以下「団体」という。）であって、次の各号の要件に適合する者とする。

- (1) 主たる活動の区域を佐賀県内に置く団体であること。
- (2) 団体の事務を行う場所を県内に有していること。
- (3) 定款又は規約等を有し、団体としての意思を決定し、執行及び代表することのできる機能並びに団体としての独立した経理の機能が確立していること。
- (4) 団体の役職員及び会員に、暴力団員又は暴力団と密接な関係にある者がいないこと。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費に8割を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、職能及び業界団体等が、会員等を対象として輪番で開催する九州及び全国大会等の事業に対する助成金の額は定額とし、その額は次の各号のとおりとする。

- ① 九州規模の大会 100,000円
- ② 全国規模の大会 200,000円

(助成期間)

第5条 助成事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間とする。

2 同一助成事業者が、同一の助成事業を実施する場合の助成は、原則として1年間を限度とする。

(助成対象経費)

第6条 助成の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成26年8月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月21日から施行し、施行日以後に助成を決定する事業から適用し、同日前に助成を決定した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年11月16日から施行し、施行日以後に助成を決定する事業から適用し、同日前に助成を決定した事業については、なお従前の例による。

別表

<p>助成対象事業</p>	<p>1. 在宅高齢者及び障がい者・介護者等に関する事業 2. 各種福祉サービス(公的サービス含まない)の提供に関する事業 3. 高齢者や障がい者等の健康・生きがいづくりや社会参加促進に関する事業 4. 地域の暮らしの諸課題を解決するための事業 5. 保健福祉推進の人材育成及び保健福祉サービス(公的サービス含まない)の充実強化のための事業 6. 福祉活動ボランティアの養成、資質向上を図るための事業 7. 子育て支援に関する事業 8. 福祉に関する調査・研究の事業 9. その他、1～8に関連する事業で特に必要と認められる事業</p>		
<p>助成対象経費</p>	<p>経費項目</p>	<p>内容</p>	<p>留意事項等</p>
<p>謝金</p>	<p>セミナー、研修会等の講師に対する謝礼</p>	<p>原則として助成を受ける団体が定める支給規程(基準)に基づく額とする。ただし、原則として1相手方につき、10万円を限度とする。 ※団体の役職員、会員、構成員等に対する支払いは対象としない。</p>	
<p>旅費</p>	<p>講師や指導者等の移動の費用及び宿泊費</p>	<p>合理的経路を用いて要する公共交通機関等の交通費及び宿泊費の実費相当額。</p>	
<p>消耗品費</p>	<p>事業実施にかかる消耗品</p>	<p>耐用年数が1年未満のもの、あるいは耐用年数1年以上のものでも、その価格が概ね30,000円未満の器具等の購入費。</p>	
<p>印刷費</p>	<p>チラシ、ポスター、報告書等の印刷経費・資料印刷代</p>	<p>原則として1業者につき、10万円を超える支払いが見込まれる場合は、複数業者の見積りによる価格比較等を行うこと。</p>	
<p>食糧費</p>	<p>講師や指導者等への昼食代等</p>	<p>外部の講師等を招聘する場合で、長時間拘束する場合など食事を出すことが止むを得ない場合に限るものとし、1人1回につき概ね1,000円以内とする。 ※会議・研修・イベント時における団体の役職員、会員、構成員、参加者の食事は含まない。</p>	
<p>通信運搬費</p>	<p>切手、資料運送料等</p>	<p>電話、ファクシミリ、インターネット等は、助成事業以外にも使用するものであり、真に助成事業のために使用したかどうかの確定判断が困難なため、これらの通信料等は対象としない。</p>	
<p>保険料</p>	<p>行事保険及びレクリエーション保険等の経費</p>	<p>助成事業に限定し、加入する賠償責任保険料や指導者の傷害保険料、ボランティア行事用保険など。</p>	
<p>使用料及び賃借料</p>	<p>会議室の利用料や器具等の借用時のリース・レンタル料(ファイナンシャルリースを除く)</p>	<p>原則として1業者につき、10万円を超える支払いが見込まれる場合は、複数業者の見積りによる価格比較等を行うこと。</p>	
<p>備品費</p>	<p>単価が3万円以上の器具及び備品等</p>	<p>当該助成事業の実施に直接必要な器具及び備品であって、助成対象経費とすることが適当と認められるもの。 原則として1業者につき、10万円を超える支払いが見込まれる場合は、複数業者の見積りによる価格比較等を行うこと。</p>	
<p>賃金</p>	<p>助成事業のみにかかる、期間を限定した時間給労働者や日々雇用者の賃金</p>	<p>助成事業に直接従事する、期間を限定した時間給労働者や日々雇用者への賃金とし、団体の役職員及び常勤的に団体で雇用する職員の賃金に充てることはできないものとする。</p>	
<p>広報費</p>	<p>新聞広告掲載費用、情報誌等への広告掲載料など</p>	<p>当該助成事業の実施に係るものとし、助成団体の活動PR、会員募集のための広告掲載等は対象としない。</p>	
<p>手数料</p>	<p>金融機関振込手数料、各種証明発行手数料等</p>		
<p>※助成対象としない経費</p>	<p>①団体の運営経費(家賃、人件費、光熱水費、施設・設備整備費、備品費、総会等会議開催費、パンフレット・会報紙作製費、ホームページの作成・維持管理費など) ②会議、大会、研修会への参加にかかる参加費、負担金及び旅費 ③建物等にかかる修繕、設備整備費</p>		